

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良国道事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

令和三年五月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（二級基準点測量、UAVレーザ測量及び数値図化（地図情報レベル二五〇））

二 測量の地域 吉野郡十津川村七色から吉野郡十津川村平谷まで

三 測量の終了年月日 令和三年三月三十一日